

令和5年筑北村議会第2回会臨時会会議録

令和5年4月21日

令和5年筑北村議会第2回臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（4月21日）	
○開 会	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○村長あいさつ	6
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議員派遣の件	16
○閉 会	17
○署 名	18

令和 5 筑北村告示第 71 号

令和 5 年筑北村議会第 2 回臨時会を次のとおり招集する。

令和 5 年 4 月 17 日

筑北村長 太 田 守 彦

1. 日 時 令和 5 年 4 月 2 1 日（金）

2. 場 所 筑北村役場 議 場

3. 付議事項

専決処分の承認を求めることについて（税条例）

専決処分の承認を求めることについて（国保税条例）

令和 5 年度筑北村一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度筑北クリーンセンター解体撤去工事請負契約について

令和 5 年度上手山・大門配水池送水施設整備工事請負契約について

○応招・不応招議員

応招議員（１２名）

１番	一之瀬茂幸君	２番	窪寺務君
３番	小山正博君	４番	玉井玲子君
５番	藤原孝一君	６番	吉池昌昭君
７番	宮下敏彦君	８番	山田直幸君
９番	櫻井新一君	１０番	勝田昇君
１１番	鎌田欣子君	１２番	待井安登君

不応招議員（なし）

令和5年筑北村議会第2回臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年4月21日（金）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認について
筑北村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認について
筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第42号 令和5年度筑北村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第43号 令和5年度筑北クリーンセンター解体撤去工事請負契約について
- 日程第 9 議案第44号 令和5年度上手山・大門配水池送水施設整備工事請負契約について
- て
- 日程第10 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	一之瀬 茂 幸 君	2番	窪 寺 務 君
3番	小 山 正 博 君	4番	玉 井 玲 子 君
5番	藤 原 孝 一 君	6番	吉 池 昌 昭 君
7番	宮 下 敏 彦 君	8番	山 田 直 幸 君
9番	櫻 井 新 一 君	10番	勝 田 昇 君
11番	鎌 田 欣 子 君	12番	待 井 安 登 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育	長	滝 澤 昭 文 君	総 務 課 長	窪 田 信 幸 君
会 計 管 理 者		高 野 弥 寿 生 君	企 画 財 政 課 長	久 保 村 公 雄 君
住 祉 課	民 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	山 田 隆 宣 君
建 設 課 長		宮 島 治 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長		宮 坂 英 幸 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 細 田 雅 義 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） おはようございます。

会議前に出席者および議員の皆様に申し上げます。

マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねるとされていますが、本議会では、パーテーションを設置してある席を除き、自席では引き続きマスクを着用することとしますので、引き続き了承いただくとともに、傍聴席においてもマスクの着用にご協力ください。また議場内の換気は引き続き行うこととし、入口でのアルコール消毒液による手指の消毒も引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

これより、令和5年筑北村議会第2回臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 議事日程により、会議を進めます。

写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（待井安登議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、

3番 小 山 正 博 議員

4番 玉 井 玲 子 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（待井安登議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期を、本日 1 日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（待井安登議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議案等は議事日程のとおり受理しております。

また、議長報告および議員派遣並びに例月出納検査結果については、お手元にお配りしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎村長あいさつ

○議長（待井安登議員） 日程第 4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、第 2 回臨時議会を招集しましたところ、全議員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

最初に統一地方選挙でございますが、東筑摩郡の関係では、長野県議会議員選挙が終わりまして、現在はお存知のとおり、朝日村長選挙と生坂村議会の補欠選挙が行われております。なお無投票となった朝日村の議会議員選挙は、定数 10 人の中で男女同数という結果になり、男女共同参画という点で素晴らしいと感じております。

3 月定例会以降、旧筑北小学校の後利用に関する住民説明会、冠着荘の指定管理者変更に関する住民説明会、さらにファームめぶきの工場建設に関する住民説明会を、それぞれの地元で開かせていただきました。

まず、旧筑北小学校については、北アルプスの風學舎による事業計画の一つであるスケートボードパークが 4 月 15 日に正式オープンし、多くの来場者を集めました。冠着荘につきましては、光和学園の撤退を受け、4 月から信州総合開発観光株式会社様が運営を行っており、現在レストラン営業の再開に向けて準備中と聞いております。またファームめぶき様におかれては、関係者による地鎮祭をこの 12 日に行い、竣工式は行わず、工場完

成時に見学会を計画されていると聞いております。

本日ですが、2 件の専決処分および令和 5 年度一般会計補正予算、さらに昨日入札いたしました 2 件の契約案件についてご審議をいただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長あいさつが終わりました。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 村長挨拶が終わりました。

日程第 5、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、筑北村税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは、承認第 1 号 筑北村税条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、令和 5 年度税制改正により、地方税法等の一部改正が行われ、森林環境税の導入に伴い、賦課徴収の方法などの規定の整備、給与所得に係る村民税特別徴収や法人村民税、たばこ税などの手続きにおける様式の追加、軽自動車税、税種別割のグリーン化特例の延長など、税条例の所要の改正を行ったものでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日付にて専決処分したもので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものです。

詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第 2 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることにより、筑北村村国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げと低所得者に対する保険料の軽減措置についての改正であります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日付にて専決処分したもので、第 3 項の規定により議会の承認を求めるものです。

詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

引き続き説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それでは、承認第 1 号 筑北村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

村長がただいま提案説明申し上げたとおり、令和 5 年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたため、村の条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。1 ページでございますが、34 条第 9 項から 7 ページ第 50 条までは村民税に関する改正でございます。1 ページ第 34 条の 9、2 ページ第 38 条および 41 条、4 ページにかけての第 44 条および 47 条、それから 5 ページ 47 条の 6 は森林環境税の導入に伴いまして、賦課徴収方法など各種規定を整備する改正となっております。

1 ページに戻っていただきまして 36 条の 3 の 2、第 2 項は給与所得者の扶養親族等申請書の記載事項を簡素化する改正となっております。続いて 36 条 3 の 2 第 3 項でございますが、2 ページ同条 6 項までは、項ずれを反映する改正となります。

4 ページをお願いいたします。第 46 条それと 6 ページの 48 条それから 7 ページの 50 条および 8 ページの 98 条と 101 条、たばこ税の関係でございますが、こちらにつきましては、各種手続きにおける施行規則様式が追加されたことに伴う改正となります。

7 ページにお戻りいただきまして、軽自動車税の関係の改正となります。第 82 条、3 輪以上の原動機付自転車、いわゆるミニカー部分から 3 輪以上の特定小型原付、いわゆる電動キックボードを除外する改正となります。

9 ページをお願いいたします。附則の第 8 条でございますが、こちらにつきましては食肉用の売却による事業所得に関わる村民税の課税の特別適用期限を延長する改正となります。6 年度までとされていたのが 9 年度までの改正となります。同ページの附則第 10 条は、法附則第 64 条を削除する改正規定の施行に伴う改正となります。同じく附則 10 条の 2 項固定資産税に関する改正となります。大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を定める規定の整備と法律改正で生じた項ずれをする改正となります。

続きまして、10 ページをお願いいたします。附則 10 条の 3 こちらにつきましては大規模改修等が行われたマンションに対する税額の軽減措置を受けようとする者がすべき申告を規定する改正となります。

11 ページをお願いいたします。11 ページ、附則第 15 条の 2 および 12 ページの附則第 15 条の 6、こちらにつきましては軽自動車税の環境性能における臨時的軽減措置に係る規定を削除する改正となります。11 ページにお戻りいただきまして、附則の第 15 条の 2 の 2 第 4 項および 14 ページの第 16 条の 2 の第 3 項、こちらにつきましては不正を行いました自動車メーカーを納税義務者としてみなし納税不足金を徴収する際に加算する割合を変更する改正となります。

12 ページをお願いします。附則第 16 条は軽自動車の種別割におけるグリーン化特例について、特例の期限を 3 年間延長するものと、項ずれを反映する改正となります。

14 ページをお願いいたします。14 ページ、附則 16 条の 2 の 1 項は、附則 16 条の改正に伴い規定を整備する改正となります。

15 ページをお願いします。15 ページ、附則 14 条の 2 は、優良住宅の改造等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に関わる村民税の納税の特例期限を令和 8 年まで延長する改正となります。条例の施行日につきましては令和 5 年 4 月 1 日でございますが、本則の 7 ページ、第 82 条の 1 項への改正、改正規定および附則第 4 条第 1 項の規定の一部につきましては令和 5 年 7 月 1 日から、また第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出しおよび同条の 1 項の規定改正規定、同条に 3 項加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 および 44 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 の 2 改正規定の一部および附則の 16 条の 2 の第 3 項の改正規定並びに附則第 2 条第 1 項並びに附則第 4 条の 1 項の一部および第 3 項の規定は令和 6 年 1 月 1 日からの施行、第 36 条の 3 の 2 の改正規定並びに附則第 2 条第 2 項の規定は令和 7 年 1 月 1 日からの施行となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） ちょっとお聞きしたいんですけど、森林環境税を取るということなんですけど、1 年間にいくら払うようになるんでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（窪田信幸） 森林税の金額につきましてはそれぞれの個人の村民税それぞれの所得等々によりまして変わりますが、ちょっと、今、お答えできませんので、後ほど調べさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 6 番議員よろしいですか。

のちほど報告ということで。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより承認第 1 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 筑北村税条例

の一部をを改正する条例は、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由につきましては、承認第1号のところで村長から理由が提案理由の説明がありましたので直ちに詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課額に関する基準等について、保険料負担の公平性の確保および中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額の見直しと経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しが行われ、国民健康保険施行令の一部が改正されたため、筑北村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。第2条第3項のただし書き中の後期高齢者支援金等賦課額、課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げる改正です。

23条第1項中の改正もこの限度額引き上げに関するものでございます。23条第1項第2号および第3号の改正は、低所得者に対する保険料の軽減措置について、5割軽減および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものでございます。2号につきましては、5割軽減対象世帯について、被保険者に乗ずる金額を28万5,000円から29万円へ、3号につきましては、2割軽減対象世帯について、被保険者に使用する金額を52万円から53万5,000円にそれぞれ改正するものでございます。

2ページお願いいたします。第23条の2の改正については、第24条の2の改正に伴う規定の整備でございます。第24条の2第2項については、下線部を雇用保険受給資格通知に改めるものでございます。

附則の改正につきましては、対応する法令により規定を整備するものでございます。

この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第7、議案第42号 令和5年度筑北村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第42号 令和5年度筑北村一般会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,000飛んで46万円を追加し、予算の総額を46億1,472万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、10款地方交付税は、本補正における歳入不足額2,832万2,000円を増額。14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン国庫負担金および子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金等で1,773万8,000円を増額、21款村債は村道西条別所線の本復旧に係る事業費分として440万円を増額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2款総務費は新型コロナウイルスワクチン接種および子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費で1,773万8,000円を増額、8款土木費はその西条別所線の落石対策事業費および河川維持工事費で2,255万2,000円を増額し、それぞれ計上いたしました。

第2表地方債補正は、事業の追加に伴い、お示しのとおり、緊急自然災害防止対策債を440万円増額し、地方債限度額の総額を4億8,300万円としております。

詳細につきましては、後ほど担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時36分

○議長（太田守彦） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第42号 令和5年度筑北村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） ワクチンのワクチンじゃなくて、低所得者への補助金の関係でお聞きしますが、この補助金の支出っていうか補助金を給付するのに対して、マイナンバーカードの振り込み口座を利用するのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） ただいまのご質問についてお答えいたします。

マイナンバーカードに登録されている口座に対しては私どもがわかっている状況ではございませんので、そちらではなく、令和4年度に実際のところ振り込みをされている方たちが対象となりますので、そちらの口座に振り込んでいくように考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 8ページのワクチン接種の関係でお伺いしたいんですが、今まで何回もやっている中で、周りの方にも聞いてみますと、もうちょっと既にもういろいろの中で接種率が落ちるようなことを聞いています。というのはもう非常にワクチンの抵抗を心配される方がいまして、現在ワクチン接種自体が前回までの接種率をどう把握されているのか、それから今回もこれでするんですが、どのようなことの中で接種率上げていくのかその点をまずお伺いしたいのと、それから各自治体でワクチンを保管されていると思うんですが、村で現在保管しているのか、していれば何人分保管されているのか。安全上どういう形でしているのか、あわせてお伺いします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、接種率の考え方でございますが、それぞれやはり 2 回目までは確実に打つってということでやってまいりました。3 回目、4 回目、5 回目となりますと、やはり受ける方たちも減ってくるような状況でございますが、オミクロン株を接種した時点では、全体で 80%ぐらいっていうふうに見ています。高齢者に関しては 90%以上を接種していただいている状況ですので、今回も 65 歳以上の方たちについては、直接、日時指定で、日時場所指定でキットを送り、通知を送らせていただくというふうに考えています。65 歳以上、それから基礎疾患のある方たちについては努力義務となっていますけれども、しっかり受けていただきたいと考えています。広報の方も努めてまいりたいと思っています。ワクチンの保管につきましては、今マイナス 75 度を保てるような保存をされている状況でございますが、ちょっと数については把握できておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7 番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 42 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 42 号 令和 5 年度筑北村一般会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

○議長（待井安登議員） それでは先ほど承認 1 号の中で質問があった件について総務課長から回答があります。

総務課長。

○総務課長（窪田信幸） それでは、先ほど吉池議員のほうからご質問のありました、年間の税額と森林環境税の税額ということでございますがお答えさせていただきます。

こちら森林環境税につきましてはこの施行が令和 6 年 1 月 1 日ということになります。年間 1,000 円という金額になります。これにつきましては令和 5 年度まで環境税という

ことで、1,000 円ということで徴収いただいておりますが、それに変わっての環境税という形で 1,000 円という形になります。したがって、増税ということではなくて税目の振り替えというような形の中で国からの指示がきておりますので、ご報告申し上げます。

○議長（待井安登議員） 回答については以上ですので、よろしくお願いします。

◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 8、議案第 43 号 令和 5 年度筑北クリーンセンター解体撤去工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 43 号 令和 5 年度筑北クリーンセンター解体撤去工事請負契約についてですが、令和 5 年 4 月 20 日、7 社での指名競争入札の結果、長野県松本市村井町北 2-1-70 吉川建設株式会社 松本支店が総額 1 億 2,958 万円で落札いたしました。

請負契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、筑北村議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 号 2 条で、予定価格 5,000 万円以上の工事または製造の請負等されておりますので、議会の議決を求めるものでございます。なお、工期は令和 6 年 3 月 11 日といたしました。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 落札率だけ教えてください。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 落札率でございますが 75.02%です。以上です。

○議長（待井安登議員） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 43 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 43 号 令和 5 年度筑北クリーンセンター解体撤去工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 続いて、日程第 9、議案第 44 号 令和 5 年度上手山大門配水池送水施設整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長 議案第 44 号 令和 5 年度上手山大門配水池送水施設整備工事請負契約についてですが、令和 5 年 4 月 20 日、5 社での指名競争入札の結果、長野県東筑摩郡筑北村西条 4169 株式会社関川組が総額 9,977 万円で落札いたしました。

請負契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は筑北村議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条で、予定価格 5,000 万円以上の工事または製造の請負とされていますので、議会の議決を求めるものでございます。なお、工期は令和 6 年 1 月 12 日といたしました。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） これも落札率とそれから工期 1 月 12 日と設定したんですが、これは例の工場の関係で 1 月 12 日に設定していたのか、あわせてお伺いします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） それでは落札率について私の方からご説明いたします。落札率は 98.79%です。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 工期の設定でございますが、これにつきましては、令和 6 年度から簡易水道事業特別会計が法的化になることから、令和 5 年度決算については打ち切り決算ということになりますので、従来どおり 4 月、5 月の出納閉鎖期間がないという中で、事業を完了させるためのために、工期を 1 月 12 日と定めたものでございます。

説明は以上です。

○議長（待井安登議員） ほかに質疑ございませんか。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 私、直接請負契約のことじゃなくて、この配水池工事、配水池っていうか水道の工事をやれば残土がうんと出ます。ということで、見込みのまだない工業団地の低いところへ安全に私は残土を埋めるべきではないかということで、提案申し上げます。内部でよく検討されて、低いということのデメリットを今回この水道工事があつて残土が出る中で、それを有効利用すれば、私は工業団地になるのではないかと思いますので、ぜひ積極的な検討をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 提案ということで対応をいたします。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） ないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 44 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 44 号 令和 5 年度上手山大門配水池送水施設整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（待井安登議員） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、配付しました議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（待井安登議員）　ここで村長より挨拶があります。

○村長（太田守彦）　閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

一般会計補正予算をお認めいただきましたワクチン接種、それから西条別所線の工事等々ございますので、適切に予算執行に努めてまいります。それから昨日 2 件の大型案件の入札があったわけですが、おかげさまで 2 件とも落札ということで不落にならずに良かったと思っておりますが、筑北クリーンセンターの件に関しましては、麻績村と共同でございますので、また麻績村とも連携してですね、工期を守る中でやっていきたいと思っておりますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○議長（待井安登議員）　村長あいさつが終わりました。

お諮りします。

これで本臨時会は閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員）　異議なしと認めます。

それでは、本日の会議を閉じ、令和 5 年筑北村議会第 2 回臨時会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会　午前　9 時 5 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員